

令和4年4月1日からの成年年齢引下げに関する主な取組み

令和4(2022)年4月1日から民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。令和4年4月1日に18歳、19歳に達している方はその日から、17歳以下の方は18歳の誕生日から成人となります。

成人になると、親の同意なしに契約等ができるようになり、未成年者契約の取消権が使えなくなります。このため、知識や経験の乏しい18歳、19歳の消費者トラブルの増加が懸念され、消費者トラブル防止や救済に向けた取組みの推進が急務となっています。県においても、様々な媒体を活用し、消費者被害防止の啓発に努めてまいります。

記

- 1 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、専門学校、特別支援学校への啓発
- 2 教員向け消費者教育講座
- 3 県広報媒体の活用
 - (1) テレビお知らせ番組「晴れの国生き活きテレビ」(11月、3月)
 - (2) ラジオ(対談、お知らせ)(8月、11月、12月、1月、3月)
 - (3) NHKデータ放送(1月、3月)
 - (4) 県政広報資料(市町村広報誌1～2月)への掲載資料提供
 - (5) 県広報紙「晴れの国おかやま」2月号「県政フラッシュ」
(新聞折込みや市町村広報誌との各戸配布)
- 4 WEB動画広告及び特設サイトによる啓発(10月～2月)

WEB動画広告を配信するとともに、特設サイト「岡山県消費者被害防止サイト」において成年年齢引下げについての注意喚起やよくあるトラブル事例等を掲載。WEB動画広告は、YouTube、TVer、Twitter等で幅広く配信。
- 5 県ホームページでの啓発
 - ・制度説明や啓発チラシ等を掲載。国の特設サイト等をリンク紹介。
 - ・YouTubeによる消費者教育動画の発信。

- 6 「タウン情報おかやま」への啓発広告掲載（2月25日号予定）
対象者及びその家族への啓発を図る。
- 7 山陽新聞「就活特集号」での啓発広告掲載（2月26日予定）
対象者及びその家族への啓発を図る。
- 8 「消費のアドバイス」（山陽新聞）、さりお（山陽リビングメディア（株））、
くらしとなかま（生活協同組合おかやまコープ）への掲載。
- 9 「地方連携推進フォーラム 2022in 岡山」の開催（2月27日 Zoom ウェビナーによるライブ配信を予定）【チラシ別添】
「様々な主体と連携した若者が参画する消費者教育～岡山からの提案～」をテーマに、今後の消費者教育のあり方や効果的な教材の活用方法を提案する。



様々な主体と連携した 若者が参画する消費者教育 ～岡山からの提案～

2022年4月から成年年齢が引き下げられます。こうした中、新たに成年となる若者が消費者被害にあうことなく、自立した消費生活を送るためには「より実践的な消費者教育」が必要となります。

本フォーラムでは、有識者による基調講演をはじめ、消費者庁や岡山県が作成した消費者教育教材を活用した授業の紹介、パネルディスカッションを通じて、学生や教員、消費者団体、行政など様々な主体が連携した取組の推進や、今後の消費者教育のあり方や効果的な教材の活用方法について共有します。
みなさまのご参加をお待ちしています。

2022年2月27日(日) 13:00 - 17:00

※フォーラムの内容は、後日、消費者庁HPにて動画配信する予定です。(詳細は消費者庁HPでお知らせします)
新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、開催方法が変更になる可能性があります。

開催方法

オンライン開催 (Zoomウェビナー)

※お申し込みいただいた先着200名に
ウェビナーにアクセスするためのURLをメールでお送りします。

定員

200名

主催

消費者庁
文部科学省
岡山県

後援

岡山県教育委員会
岡山市
岡山市教育委員会

参加費

無料

◆基調講演

(※敬称略)

「2022年、成年年齢引下げと新学習指導要領の実施～消費者教育の一層の充実を目指して～」

文部科学省消費者教育推進委員会委員、玉川大学教育学部教授 樋口 雅夫



樋口 雅夫 氏

◆モデル授業紹介(動画上映)

「大学生による高校生への消費者教育授業～18歳で大人になるって!? 消費生活から考えよう～」

◆パネルディスカッション

「様々な主体と連携した若者が参画する消費者教育～岡山からの提案～」

コメンテーター：文部科学省消費者教育推進委員会委員、玉川大学教育学部教授

コーディネーター：岡山県消費者教育コーディネーター

パネリスト：岡山大学法友会(大学生代表)

川崎医療福祉大学医療福祉マネジメント学部准教授

岡山県立岡山東支援学校校長

岡山県消費生活センター所長

樋口 雅夫

矢吹 香月

宮本 あゆは

田村 久美

藤井 真理子

渡邊 佳苗



©岡山県「うらっち・ももっち」

◆成年年齢引下げに向けた4省庁*連携プログラム

(*消費者庁、法務省、文部科学省、金融庁)

～成年年齢引下げに向けた実践的な消費者教育の推進～

プログラム

(※敬称略)

- 13:00～13:10 **開会挨拶** 岡山県知事 伊原木 隆太
- 13:10～13:20 **挨拶** 消費者庁審議官 片岡 進
文部科学省 男女共同参画共生社会学習・安全課長 石塚 哲朗
- 13:20～14:00 **基調講演** テーマ「2022年、成年年齢引下げと新学習指導要領の実施
～消費者教育の一層の充実を目指して～」
文部科学省消費者教育推進委員会委員、玉川大学教育学部教授 樋口 雅夫
- 14:00～14:15 **休憩**
- 14:15～14:35 **モデル授業紹介(動画上映)** 「大学生による高校生への消費者教育授業～18歳で大人になるって!? 消費生活から考えよう～」
- 14:35～15:50 **パネルディスカッション** 「様々な主体と連携した若者が参画する消費者教育～岡山からの提案～」
- コメンテーター** 文部科学省消費者教育推進委員会委員、玉川大学教育学部教授 樋口 雅夫
- コーディネーター** 岡山県消費者教育コーディネーター 矢吹 香月
- パネリスト** 岡山大学法友会(大学生代表) 宮本 あゆは
川崎医療福祉大学医療福祉マネジメント学部准教授 田村 久美
岡山県立岡山東支援学校校長 藤井 真理子
岡山県消費生活センター所長 渡邊 佳苗
- 15:50～16:00 **休憩**
- 16:00～17:00 **成年年齢引下げに向けた4省庁連携プログラム** ～成年年齢引下げに向けた実践的な消費者教育の推進～
- コーディネーター** 消費者庁消費者教育推進会議委員、椋山女学園大学教授 東 珠実
- パネリスト** (消費者庁) 消費者庁消費者教育推進課長 吉村 紀一郎
(法務省) 法教育推進協議会委員、福井大学学術研究院教育・人文社会系部門教授 橋本 康弘
(文部科学省) 文部科学省消費者教育推進委員会委員、玉川大学教育学部教授 樋口 雅夫
(金融庁) 金融庁金融研究センター長、慶応義塾大学名誉教授 吉野 直行



©岡山県「ももっち・うらっち」

※登壇者、プログラムは変更になる場合があります。
※当日は要約筆記を実施します。

申し込み方法

WEB

下記フォームからお申し込みください。
<https://form.caa.go.jp/input.php?select=1107>

FAX

03-3507-9286
※以下の参加申込書に必要事項をご記入の上、お送りください。



申し込み締切日2月21日(月)必着

※申し込みは先着順です。定員となり次第締め切らせていただきます。

問合わせ先

地方連携推進フォーラム 2022 運営事務局
<https://form.caa.go.jp/input.php?select=1107> TEL:03-3507-9190



消費者庁 消費者ホットライン
イメージキャラクター
イヤヤン

参加申込書

| | | | |
|---------|--|-----|--|
| ふりがな | | | |
| 氏名 | | | |
| TEL | | FAX | |
| メールアドレス | | | |
| 所属 | | | |
| 備考 | | | |

※ご記入いただいた団体や個人の情報は、事務局で適切に管理いたします。

18歳から 大人!

新生活
スタート
応援!

考える!新成人

2022年4月から、成年年齢が18歳になります。
契約や買い物は、しっかりと「考えて」から。



**大人なので、
取り消せません。**

成人として扱われるため、
契約を取り消すことが
できなくなります。

**大人なので、
契約できます。**

成人として契約を
一人で結ぶことが
できるようになります。

**大人なので、
必ず確認。**

契約を結ぶ際には、
事前に契約内容を
確認しましょう。

**大人なので、
無理はしない。**

本当に支払いができるのか、
自分の収入に
見合った買い物を。



若者をターゲットにした悪質な商法にも注意しましょう。

新成人、こんなトラブルにご用心!



裏面をチェック! /

ちょっと待って!



こんなトラブルに注意!

1 定期購入

事例

動画投稿サイトの広告を見てお試し300円のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品発送連絡があり、4か月分まとめて4万円の請求があった。



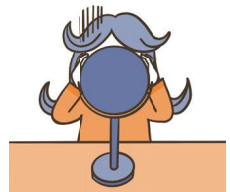
アドバイス

- 契約内容をしっかり確認しましょう!(1回?継続?)
- 解約条件をしっかり確認しましょう!(解約方法など)
- 証拠を残すため事業者に連絡した記録を残しましょう!

2 美容医療

事例

美容外科クリニックで施術を受けたが、顔全体が内出血を起こし腫れが引かず、生活に支障が出た。



アドバイス

- 使用する薬などがどのようなものか、自分でも説明できるよう確認しましょう!
- 効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得した上で自分で選択しましょう!
- ほかの方法や選択肢の説明も受け、自分で選択しましょう!
- その美容医療は「今すぐ」必要? 最後にもう一度、確認しましょう!

3 もうけ話(情報商材、マルチ商法、暗号資産等)

事例 1

先輩の知り合いに「簡単にもうかる」と誘われて、ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる情報を記載した90万円の情報商材を契約したが、全くもうからない。その後、友達を誘えばボーナスが入ると言われた。

事例 2

マッチングアプリで知り合った人から暗号資産の投資をすると絶対もうかると誘われて投資をしたが、出金できなくなった。



アドバイス

- 怪しい話は、はっきり断りましょう!
- 投資には必ずリスクがあります(価格が変動し損をする可能性があります)!
- クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない!
- 被害者の立場から、加害者に(友達を失うことに)なってしまったことも!
- 暗号資産で投資をする場合は、取引先の業者が無登録の暗号資産交換業者等でないか確認しましょう!

契約や買い物で「困ったな」と思ったら、消費者ホットラインまでお電話ください。

全国共通の電話番号 「消費者ホットライン」

188

消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤマン

「18歳から大人」の方に、
今知ってほしい
情報はこちら!



「#18歳から大人」でも
情報発信しています!



契約の基本的な考え方を
含む法教育の
詳しい内容はこちら!



私たちの生活に関わる
お金や金融の仕組みに
についても知っておこう!

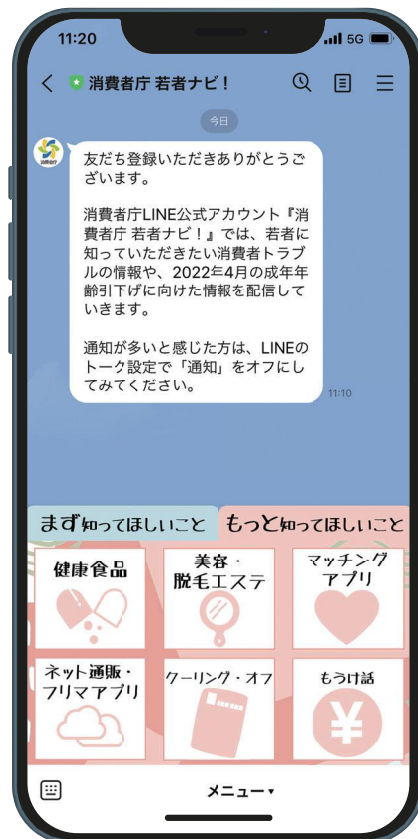


消費者トラブルに遭わないために。
知って安心の最新情報をお届け!

LINE公式アカウント

消費者庁 若者ナビ!

開設しました!



消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクターイヤマン

LINE友だち登録はこちらから!



3つのコンテンツで知識をゲット!

〈チャットボット〉



気になるボタンをタップすると、
詳しい内容をチェックできます。

〈情報配信〉



最近の消費者トラブル関連の
情報が届きます。

〈投稿機能〉



テーマに沿った投稿を募集。
投稿作品は消費者庁の
コンテンツに採用されるかも?

詳しくは裏面をCHECK!

消費者庁 若者ナビ!

ここがポイント!

2022年4月、18歳から大人になります。



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

- ・成人として契約を一人で結ぶことができるようになります。
- ・成人として扱われるため、契約を取り消すことができなくなります。

まずは、よくある消費者トラブルをチェックしてみよう!

チャットボット

「若者ナビ!」トーク画面から気になる項目をチェック!

18歳から大人に! 成年年齢引下げのあれこれ

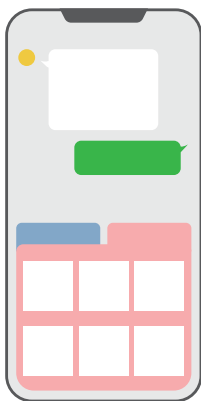
- ・いつから変わるの? ・どうして変わるの?
- ・何が変わるの? ・消費者庁の特設コンテンツへ

消費者ホットライン188とは

- ・消費者ホットラインとは?
- ・イメージキャラクターは?



消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン



¥ もうけ話

- ・情報商材
- ・マルチ商法
- ・暗号資産

💡 美容・脱毛エステ

- ・脱毛エステ契約のポイント
- ・美容医療を受ける前に

♥ マッチングアプリ

中には「相手をだましてやろう」という思いを持った人も。こんな言葉に気を付けて!

- ・こっちのサイトで話そう♡
- ・おいしい話があるんだ♡
- ・良い投資先があるよ♡

※内容は一例です。項目は変更になる可能性があります。

いろんなお題から、消費者トラブル問題に回答してみよう!

投稿機能

「消費者庁 若者ナビ!」が出すお題に対してあなたの回答を投稿してください。

〈例えばこんなお題〉

- 例1 先輩からの突然の連絡。
「君にだけ、おいしい話があるんだけど…」
何て返す?
- 例2 インターネットのアフィリエイト広告。
「ええ、そんなはずないやろ…」
どんな広告だった?

※投稿いただいた回答は消費者庁の各種コンテンツで採用させていただく場合がございます。

「消費者庁 若者ナビ!」の個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについて

消費者庁では、消費者庁LINE公式アカウント「消費者庁 若者ナビ!」において提供するサービスの円滑な運営に必要な範囲で、当アカウントに友だち登録して利用される皆様の情報を収集しています。収集した情報は利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

「消費者庁 若者ナビ!」の運営に際して収集する利用者の情報の範囲及び目的

- (1) 利用者のプロフィール名、プロフィール画像及びLINE識別情報 (UID)
 - (2) 募集企画に投稿された利用者に個別に連絡して、氏名、年齢、住所、メールアドレスその他所要事項に係る情報の提供を依頼した場合に、当該利用者から提供を受けるこれらの情報
 - (3) その他、当アカウントのトーク画面等を通じて利用者から提供を受ける個人情報
- (1)及び(3)の情報は、当アカウントが提供するサービスの円滑な運営のための参考として利用します。
(2)の情報は、投稿作品について、利用者のご本人確認等を行うために利用します。

「消費者庁 若者ナビ!」の運用

当アカウントは、消費者庁ソーシャルメディア運用方針及び「消費者庁 若者ナビ!」プライバシーポリシーにのっとり運営しています。この運用方針は、事前に告知なく変更することもありますのでご了承ください。

消費者庁の若者向けコンテンツ・SNS



消費者庁「18歳から大人」特設ページ

- ・関連教材
- ・ゆりやんレトリィバアのラップ動画
- ・イベント、講座情報等



消費者庁「18歳から大人」 Twitter情報

もっと詳しく知りたい方は下記サイトへ



消費者庁 ソーシャルメディア運用方針



「消費者庁 若者ナビ!」 プライバシーポリシー



政府広報

法務省 消費者庁 金融庁 文部科学省

×

東京リベンジャーズ
Tokyo Revengers



新成人たちよ、
未来をつくれ。

18歳解禁解禁
DON'T BE AFRAID!!

2022年4月。成年年齢は、18歳になる。

成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とした「民法の一部を改正する法律」が2022年4月1日から施行されます。

成年年齢引下げの意義

若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことを意図しています。「若者の未来の可能性を広げる」という願いやエールが込められています。

変わること

親の同意を得ずに、様々な契約が一人で結べるようになります。



例) アパートを借りる クレジットカードを作る 携帯電話を買う

変わらないこと

飲酒・喫煙・競馬等*の投票券の購入の年齢制限は、20歳のままです。



*競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走

注意しておきたいこと

一人で契約を結べるようになる反面、結んだ契約を守る責任が生じます。消費者トラブルにはくれぐれもご注意ください。

188

契約や買い物で「困ったな」と思ったら、消費者ホットライン(188)までお電話ください。



政府広報 成年年齢引下げ

